

介護認定審査会の簡素化の実施について

八幡市では、「介護認定審査会の運営についての一部改正について（平成30年3月23日付老発0323第1号）」に基づき、令和8年10月1日以降の審査会から介護認定審査会の簡素化を実施することになりましたので、お知らせします。

引き続き、介護保険制度の円滑な運営のため、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1 介護認定審査会の簡素化とは

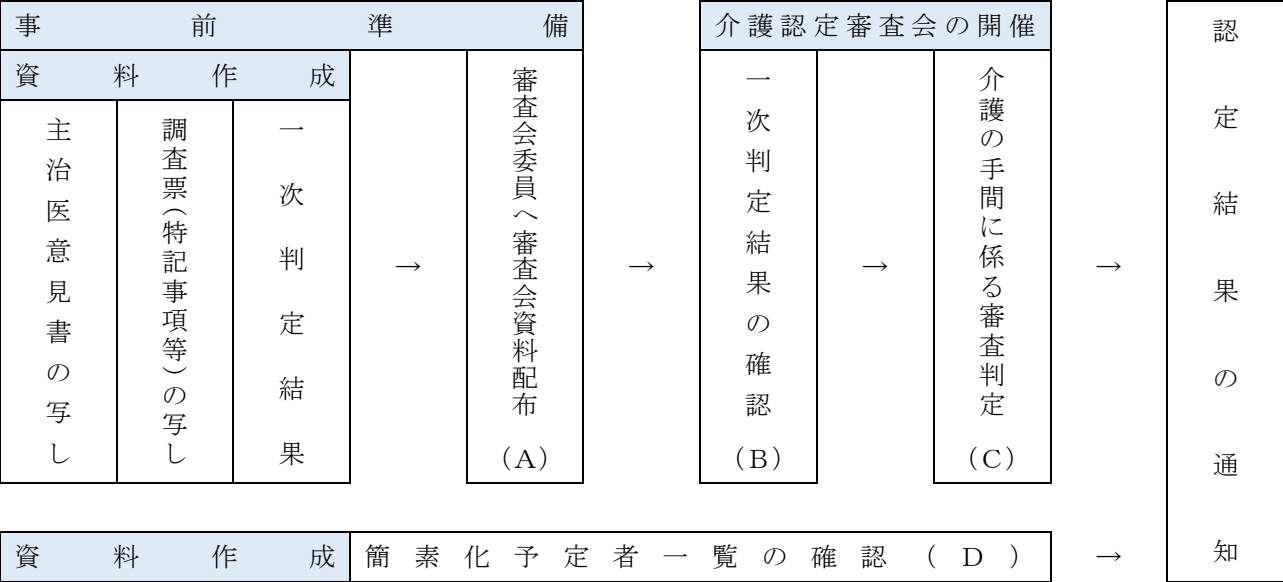
介護認定審査会の事務負担軽減及び審査の迅速化を図るため、一次判定の結果が前回の要介護度と一致し、状態が安定していると判断されるなど、一定の要件を満たした場合に一次判定結果を二次判定結果とみなすことができます。

2 簡素化対象要件

- (1) 第1号被保険者であること
- (2) 更新申請であること
- (3) 一次判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致していること
- (4) 前回認定の有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定結果が「要支援2」又は「要介護1」の場合、状態の安定性判定ロジックが「安定」であること
- (6) 一次判定結果の要介護認定基準時間が、「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではないこと

3 審査判定の流れ

一般的な審査判定は、下図の流れで行いますが、簡素化対象者の審査判定は図の（A）（B）（C）を行わずに介護認定審査会において簡素化予定者一覧の確認（D）をしていただき、一次判定結果を二次判定結果とします。



4 認定有効期間

簡素化対象者の認定有効期間は、更新申請で設定可能な最大期間とします。